

**日本語・日本文化研修留学生
修了論文集**

16

2014年9月

大阪大学 日本語日本文化教育センター

寫了論文

異言語圏日本語学習者における「空書」行動 KOVACS ATTILA (1)
 日本語の終助詞と韓国語の終結語尾をめぐって
 ー「よ」と「-어」「-지」を中心にー CHO ARA (15)
 日清戦争の漢詩とその世界観
 ー野口寧斎の『大森餘光』をめぐってー THOM VAN DAM (27)
 持続する方言と消滅する方言についての若年層の言語意識
 ー大阪方言と沖縄方言を中心にー SCHOERLING ANNA (41)

研究レポート

日本で of いじめ問題について	VITH JACQUELINE	(65)
エネルギーにおける不可欠な革新を知る		
ー再生可能エネルギーの必要性ー	ADRIAN VLAICU	(87)
外国人が発音する日本語のアクセント		
ー留学生による日本語アクセントの発音の調査ー		
	KALIN PLAMENOV PETKOV	(97)
わび茶と懷石料理	VALENTIN VENKOV	(107)
『個人的な体験』論	陳 源浩	(117)
平安時代における文学潮流 ー漢詩から和歌へー	顧 冉	(131)
日本の「草食系男子」	李 璐	(147)
現代日本における七五三の意味	孟 然	(163)
自動詞と他動詞の使い分け	XU AILING	(179)
遊就館を通して考える靖国神社の基盤	CHUN WAI PANG STEPHEN	(195)
日本語と広東語の漢字表記と発音について		
ー熟字訓・万葉仮名・借訓・国字ー	LAW SUET YING	(213)
怪を語れば怪に至る ー百物語についてー	TILLONEN MIA EMILIA	(231)
鎌倉時代の法制度と社会 ー武家法を中心にー	HORNOS DÁNIEL	(241)
金子みすゞの童謡 ー西條八十の影響を中心にー	APTE SHRADDHA SHIRISH	(251)
『恍惚の人』に見る老人介護問題と70年代の家族のあり方	KUMAR PANKAJ	(263)
インドネシアと日本の異文化間コミュニケーションの問題		
ー日本で働くインドネシア人社員に対する調査からー		
	KATYA ALVINA CANAKYA	(277)
インドネシア人日本語学習者を対象とした外来語の誤表記分析		
ー英語由来の外来語を中心としてー	SEPTIAN EKA PRATAMA	(293)
現代日本におけるキリスト教信者の宗教意識	RAFIKA	(307)
日本の文化における色彩感覚	DI SANO FRANCESCO	(315)
韓国・日本の役割語比較 ー翻訳と人称詞ー	KIM KITAK	(329)

日本語のハングル表記における考察	
—現在の表記法と実際の表記の比較を中心に—	LEE SUJUNG (343)
尺八 —日本の音色—	BIRUTE MATEVICUTE (359)
茶道 —茶会に使用される茶道具について—	RUTA VILCANE (369)
友禅の歴史と特徴 —手描き友禅を中心に—	EI EI MOE HTET (375)
日本点字における略語表記の実態	
—家庭電気製品の場合—	KHIN NYEIN CHAN WIN (387)
京阪神地区の伝統的な方言の比較	
—語彙・文法を中心に—	BLASZCZAK BARTOSZ (405)
リアンクール岩礁をめぐる問題	
—池内敏の議論を中心に—	PODLIPSKA KATARZYNA (425)
広告におけるオノマトペ —その効果と印象—	ANNA TOMICZEK (435)
言葉を美化する日本語 —美化語の「お」の使い分け—	SOARE MONICA (455)
日本語の古語と現代語におけるオノマトペの役割	TARASOVA DARIA (473)
ロシア向けの中古日本車輸出	VDOVENKO DARIA (487)
からくり人形と祭りの関係性	GIANERA SARA (497)
日本語会話における不満表現に対する評価	
—タイ人日本語学習者の場合—	ISRAPATNASAKUL PEERAYA (515)
大阪弁の「で」	OUSTAS KITTIMA (537)
日本の漫画における腐女子の表現	THAMSONGSANA MATURIN (549)
動物名を用いた慣用句・諺・四字熟語の比較	
—日本語とウクライナ語の比較—	ZAROSINSKA YULIIA (557)
明治時代の女性と日本女性の社会的地位の変化	HOANG THI LAN (573)
会社での敬語	MAI CHI HUNG (593)
お節料理について	NGUYEN QUYNH NHU (609)
並列構造の複合語について —日越対照研究—	NGUYEN THI MY BACH (619)
日本の性教育における問題点	NGUYEN THI THUY (639)
日本語・日本文化研修留学生プログラム	(649)
日本語・日本文化研修留学生プログラム修了者名簿	(666)

鎌倉時代の法制度と社会 — 武家法を中心に —

HORNOS DÁNIEL (ハンガリー)

はじめに

本稿のテーマは、鎌倉時代の法制度と法制度に見られる鎌倉時代の社会の特徴についてである。今回私がこのテーマを選んだのは、ハンガリーの大学で日本語と日本文化だけでなく、法学も勉強しているため、この二つの分野に関係のあるテーマを選びたいと思ったからである。実は日本の法制史の中でも、律令制や大日本帝国憲法、戦後の憲法や現在の法制度については、ハンガリーで既に多くの研究がなされているのに対して、中世の武家社会の法制史についての研究は全くない。日本の法制度の歴史を見ると、中世の法律も大きな役割を果たしていたと考えられる。中世の中でも、初めて武家という社会集団が生まれた鎌倉時代に、後の時代の法律の基になっている法律が作られたため、この時代は非常に重要な時代だと言える。これが、私が鎌倉時代の法制度に興味を抱いた理由である。

また、歴史の勉強では、戦争の流れ、英雄の生涯、有名な政治家の考え方などを勉強する傾向がある。しかし、そうした勉強をしているだけでは、一般の人々の生活については分からないことが多い。法制度を研究すると、一般の人々の生活が理解できるようになる。なぜなら、ある時代に使われた法律はその時代に生きていた人々の生活に大きな影響を与えるものであるからである。鎌倉時代には、家族の構成はどうだったのであろうか。当時の社会にとってどのような行為が犯罪であったのか。そして、犯罪にはどのような刑罰が与えられたのか。裁判での手続はどう行われていたのであろうか。本稿では、まず中世法の特徴を見た後、鎌倉時代の人々の生活を知るための一つの手がかりとして、このような点について研究をしていきたいと思う。

1. 中世法の特徴

中世の法制度の最も印象的な特徴は統一された法がなかったことである。すなわち、国家に存在する様々な社会集団が自分たちの法制度を持っていたのである。中世には、公家・本所・武家といった三つの大きな権力主体が併存していた。この三つの集団は自分の集団に所属している人々に対して多種多様な法を適用した。つまり、この時代には公家法・本所法・武家法といった三つの種類の法が併存し

ていたのである。

公家法とは、古代から存在していた律令の系譜を引く、朝廷の公家によって使われた法である。本所法とは、荘園領主によって自己の荘園に住んでいる人々のみに対して適用された法である（つまり、本所法は荘園ごとに異なっていたわけである）。そして、武家法とは、武家という、中世で最も力を持っていた社会集団の中で中世に新しく生まれた法のことである。中世においては、この三種類の法の適用範囲も厳しく分けられていた。公家法は公領、本所法は荘園、武家法は武家領だけで適用された。例えば、公家の間で起きた訴訟は、鎌倉幕府には全く受理されなかった。しかし、公家に関係する訴訟であっても、一方の当事者が武家であった場合は、幕府に受理されることもあった。

本稿で検討の中心となるのは、鎌倉時代の武家法である。しかし、武家法について見る前に、まずはその基盤となった武家社会の特徴について見てみよう。中世の武家社会の特徴は、「道理」を尊重することであった。道理とは「物事の正しいすじみち。また、人として行うべき正しい道」という意味である。江戸時代になると、法律が道理よりも強くなり、さらに権力が法律を上回る状態が出現するようになるが、鎌倉時代において最も優先されたのは道理であった。さらに、道理と法律は同じものと見られ、裁判でどの当事者の行為が道理にかなっているのかが調べられた。では、道理はなぜこのように尊重されていたのか。これは、在地領主の家支配権が自立していたためである。初代将軍である源頼朝は御家人によって選ばれたため、幕府の支配はあまり強くなかった。従って、武士たちは将軍や幕府という権力を尊重するよりも、自分たちがすべきことを示す道理が大切だと考えた。「悔い返しが安堵を破る」という法理も道理の尊重を表している。この法理の内容は、例えば、父が所領を子供に譲り、幕府がその行為について安堵状という正式な書類を交付しても、父が考え直した場合には、その所領を他の人に譲ることが可能だというものである。この場合、子供は安堵状を持っていたとしても、親の意志を最優先することが道理にかなっていると思われたため、その行為に対して訴えることはできなかった。

中世の武家法の法源は、こうした武家社会の道理を法文化するために鎌倉幕府が1232年に定めた御成敗式目という法典に求められる。編纂の中心になった当時の執権北条泰時が六波羅探題に勤めていた弟に送った書状によれば、この段階で幕府が道理の法文化を目指したのは、法を御家人に周知させることと裁判を公平にするためであった。1221年に起こった承久の乱の後、荘園領主と御家人の間の紛争だけでなく、御家人の一族内の紛争も相次いで起こるなど、所領を巡る紛争が非常に増えた。こうした中で、訴訟処理を簡単にするため、幕府や武家が支配している全ての所領で適用できる、道理を文章化した法典の編纂が必要になってきたのである。御成敗式目は51箇条からなり、その内容は、相続・裁判手続・所

類・刑罰といった訴訟関係だけでなく、その他にも生活の様々な範囲に関しての定を含んでいた。また、式目編纂後、そこに定めていないことに関する法律が必要になった場合は、「追加法」という形で新しい法律が發布された。

さらに、鎌倉幕府の権力が強くなってくると、「不論理非」という新しい論理による裁判の数も増えた。「不論理非」とは、「道理」の有無を問わずに判決を下す裁判を指す。

2. 鎌倉時代の親族と相続

前章では中世の武家法の特徴を紹介した。本章では、鎌倉時代の親族や相続について見ていきたい。鎌倉時代になると、古代で一般的であった氏ではなく、家が社会構造の基礎になった。平安時代末期になると、古代の氏から家が独立しはじめ、徐々に家という団体が圧倒的に重視されるようになった。それぞれの家に属する者は住むところに由来する名字を付けた。次に、大きな家もまた分裂し、本家と分家という形になっていった。本家と分家を総称して家門や一族と言った。家門の最も高い地位を占めていたのは家督であった。家督は本家の主長であり、戦争が起こった際家門を統括する軍事的な主長の役割も果たした。

鎌倉時代の家は父系結合という一理によって構成されていた。つまり、家の中で最も権力を持っていたのは男性（父親・夫）であった。古代では、まだ婿取婚が一般的であったのに対し鎌倉時代には嫁入婚が一般的になった。嫁入婚は、現在と同様に、女性が実家を離れ、夫の家に入る制度であった。結婚により妻は夫に絶対的に服従するようになった。鎌倉時代には結婚した女性はまだ持参財産を持つことができたが、室町時代になると、これもできなくなった。鎌倉時代の妻は、夫が罪を犯した際、裁判所で縁坐の責任を負う必要もあった（縁坐については第3章で述べる）。また、夫が亡くなった後、妻が再婚する場合、夫から相続した所領は子供に譲らなければならなかった。離婚も夫の権利であった。しかも、夫は妻に過失がなくても離婚できた。ただし、過失なく離婚された妻は家から欲しいものを何でも取ることができた。

家の中で夫の妻に対する権力だけではなく、父母の子供に対する権力も非常に強かった。鎌倉時代の家において子は嫡子・庶子・養子に分けられる。嫡子は嫡子、庶子は現在の婚外子という意味であった。この他、嫡子は家督を継ぐ子、つまり普通は長男、庶子は全ての他の子を示す意味もあった。養子は家業を、武家の場合は武芸を継ぎ、勢力を拡大するために取ることが一般的であった。嫡子・庶子・養子にかかわらず、親は全ての子に対して強い教令権を持っていた。この教令権とは、例えば、次のようなものである。親が亡くなった後、子供は親の意に背く、つまり相続を記した譲状の内容に違反した場合は、子供は「死骸敵対」という罪に問われることになった。「死骸敵対」は文字通りに「親の死体に対する

犯罪」であり、重罪として扱われた。親の意思に反する子に対して、親は子を養絶することができた。義絶された子供は家との縁を失い、相続権も全て失った。また、親に背く子に対して第1章で述べた悔い返しもしばしば使われた。

次に、鎌倉時代における相続の特徴について見ていきたい。鎌倉時代の相続は家督相続・家相続・財産相続に分類できる。家督相続は、家の家督という最も高い地位、すなわち本家の首長を継ぐことであった。家相続は本家だけでなく、分家も含めて、全般的に「家を継ぐ」ことを指した。本家、分家にかかわらず、家を継ぐのは嫡子、つまり普通は長男であった。嫡子を指定するのは父親であった。父親が嫡子を指定せずに亡くなった場合は、母と子供が集まり、協議して嫡子を選んだ。時代が変わると共に、家々は徐々に分裂し、分家の長も家督を名乗るようになった。これは、家督相続と家相続が統合されたことを意味する。

財産相続は家の財産、その中でも特に当時の社会で重視された所領を継ぐことを示す。一般的な財産相続の方法は被相続人が死ぬ前に相続についての意思を表し、相続人を指定する譲状を作成することであった。もちろん譲状を作成せずに亡くなった人もいたが、当時の社会においては相続についての書類を作らずに死ぬことは大変無責任だと思われた。譲状の作成による相続は処分相続、譲状を作成せずに死んだ後の相続は未処分相続と呼んだ。未処分相続の場合は、被相続人が亡くなった後、後家と子供が協議し、相続について決定した。処分相続と未処分相続のどちらにおいても、殆どの場合は嫡子が財産を最も多く相続した。一般的に嫡子より庶子の相続分は少なく、女子の分は最も少なかった。嫡子は、上述したように、普通は長男であったが、例外もあった。従って、長男の相続権を喪失させることは禁止されていた。御成敗式目の第22条は、次のように述べている。

「義絶されたわけでもなく、かつ幕府に対する奉公の実績もある長男が、親が庶子を溺愛してこれを嫡子としたために全く所領を譲与されなかった場合には、嫡子分の所領の5分の1を割いてその長男に与える。」

なお、上述した未処分相続の例が示す通り、鎌倉時代の一般的な相続は律令制の時代と同じように、全ての子供が財産の一部を相続する分割相続の形で行われた。しかし、分割相続を続けていった場合、家門や一族の結束が弱体化することが懸念された。そうした中でそれを防ぐために、本家の家督である惣領が対外的には全ての所領を統括し、庶子に対する強い権力を行使する惣領制が行われた。しかし、鎌倉時代の末期になり、これ以上分割相続ができないくらい、所領が細分化してしまう事態が発生し始めると、嫡子以外の子供に所領が譲与されない単独相続も現れるようになった。室町時代には単独相続が一般的になった。

3. 鎌倉時代の刑事法

第2章では鎌倉時代の親族や相続について検討した。次に、本章では、鎌倉時代の刑事法について述べたいと思う。まず、犯人に刑罰を与えるという思想の一般的な目標に関して考えていこう。刑罰の機能には一般予防と特別予防の二つがある。一般予防主義というのは、犯人に刑罰を与え、一般の人がその犯罪の結果を見ることによって罪を犯さないようにすることである。一方、特別予防主義とは刑罰によって犯人の再犯を防ぐことである。古代から近代にかけても、刑罰の大半の目的は社会を犯罪から守ることであった。これは一般予防主義の考え方である。例えば、死刑は他の刑罰と比べて比較的によく執行されただけでなく、火あぶりや打ち首といった残酷な方法で死刑を執行することも多かった。一般人がそういった残酷な刑罰の執行を見ると、恐怖を感じ、罪を犯さなくなるという効果があった。

鎌倉時代にも一般予防主義が常であった。鎌倉時代を初めとする中世には、公式に犯罪とされる行為には2種類あった。一つは、社会も、国家権力を持つ幕府も犯罪と見る行為であった。もう一つは、社会は犯罪と見ないが、幕府がその権力や秩序を維持するために犯罪に定めた行為であった。どの行為が犯罪であったのかは『沙汰未練書』という1323年に鎌倉幕府の裁判制度の法制書から分かる。その際注目すべきは、『沙汰未練書』に記された犯罪の中には、幕府の基本法である御成敗式目に定められていない犯罪も見られることである。幕府は御成敗式目に定めていないことに関する法律が必要になった場合、追加法を公布したことは第1章で述べた通りであるが、犯罪に関しても同様に追加法を公布していったのである。また、刑罰の程度に関しても御成敗式目ではあまり具体的に定められてはいなかった。刑罰の程度はそれぞれの事件で、裁判所によって決められた。しかも、同一の犯罪に与えられる刑罰の種類が変わることもよくあった。その他にも、幕府の法律より地方の慣習法によってより重く罰せられるのが常であった。例えば、強盗は幕府法によると、軽罪であったが、地方では重罪として罰せられた。

裁判所が判決を下す際、先例の重視、縁坐・連坐の適用も一般的に行われた。先例の重視とは、ある犯罪に関して過去に何回も同じ刑罰が与えられれば、将来も同じ刑罰が与えられることである。縁坐・連坐とは、ある人が罪を犯した場合、その犯人以外の人も罰せられることである。石井良助は「縁坐・連坐共に他人の犯罪についての刑事上の連帯責任制度であり、縁坐は犯罪者の一定範囲の親族に、連坐は親族関係以外の関係に基づいて特定の者に責任を負わしめるものである」と述べている。例えば、ある人が父祖の敵を殺せば、殺した当人だけではなく、父も罰せられた。また、代官が年貢に関して罪を犯せば、その代官の上役も連坐させられることもあった。

では、鎌倉時代の犯罪にはどのような種類があったのであろうか。御成敗式目には次のような犯罪の種類があった。

「年貢未進・謀叛・殺害・刃傷・悪口・殴人・謀書・謀略・讒訴・犯人
蔵匿・強盗・窃盗・放火・密懷・強姦・召文違背・他人の所領の詐取・
恩領売却」

鎌倉時代の刑罰の中には律令制の刑罰と似たものもあり、武家社会特有の新しい例もあった。当時の刑罰は死刑・自由刑・身体刑・財産刑・名誉刑といった三つの種類に分けられる。死刑は斬刑、つまり斬首として行われることが一般的であった。しかし、謀叛など重罪の場合は梟首も行われた。梟首とはさらし首、すなわち犯人の斬られた首を公衆に見せることを示す。自由刑は流刑・追放・召籠に分類できる。流刑とは、律令制の流と同じように、遠隔地に流すことである。流される地域は、例えば、伊豆・薩摩・土佐・阿波・安房などであった。流刑は主に所領を持たないため、それを没収することができない侍に対して使われた刑罰であった。追放とは、定められた所、または地域への立ち入り禁止のことであった。つまり、例えば幕府の御所・鎌倉・関東から追放された者はそれらの地へ入れなくなった。召籠は、現在の刑務所に少し似た制度であった。この刑に処せられた犯人は鎌倉にある獄舎に入るか、あるいは御家人によって監禁された。

身体刑は凡下身分の者に対してのみ使われた刑罰であった。身体刑には火印・指切・片鬢剃の三つの種類があった。火印とは、犯人の顔面に印を捺することである。火印は謀書の罪に、指切は博打の罪に、片鬢剃は強姦の罪に対して使われた。しかし、侍がこの罪を犯した場合は、刑罰は身体刑にならず、所領の没収に変わった。

鎌倉時代に最も重視された刑罰は財産刑であった。財産刑は所領全体の没収と所領の一部の没収、または過料に分けられる。武士にとって所領は重要なものであったため、所領の没収も重い刑罰と考えられた。没収以外の過料は罰金刑の役割を果たした。過料の罰を与えられた者は道路・橋・社寺などの修理を自らの負担で行わなければならなかった。名誉刑は、名誉を重視していた武家階級に属する者に対して使われた刑罰であった。出仕停止や御家人号召放は名誉刑の例である。出仕停止は勤務停止や解職に当たり、御家人号召放は御家人という地位を失うことであった。

4. 鎌倉時代の裁判制度

前章で鎌倉時代の刑事法について述べたのに引き続き、本章では、鎌倉時代の裁判制度について述べてみたい。まず、鎌倉時代の裁判制度の特徴を見ていこう。

第1章で述べたように、中世には法が分立していたため、公家・本所・武家はそれぞれの独立した裁判管轄を持っていた。従って、武士と武士の紛争は武家の裁判所、公家と公家の訴訟は公家の裁判所によって扱われた。しかし、異なる社会集団に属している人々が当事者になった場合は、例外も生じた。例えば、公家は律令によると、全国に及ぶ支配権を持っていたので、本所と武家の間の紛争は公家の裁判所において扱われた。また、幕府から荘園に派遣された地頭と本所の争いが生じた場合は、武家の裁判所で処理された。しかも、大犯三箇条（大番催促・謀叛・殺害人の追捕）に関する犯罪の場合は、犯罪が起こった所領がどの社会集団に属しているのかに関係なく、常に幕府が裁いた。

中世の裁判制度の他の特徴は当事者主義の重視である。当事者主義というのは、訴える当事者がいなければ、訴訟が始まらないということである。現在は、犯罪が起こった場合、告訴がなくても国家機関が捜査が必要だと考えれば警察などが調査し、国家が訴えることになる。しかし、中世には単一の国家権力がなかったため、そうしたこともできなかった。中世の当事者主義の重視は南北時代に書かれた次の文からもよく理解できる。「獄前の死人、訴えなくんば、検断なし。」つまり、もし刑務所の前に変死体があっても、その事件に関して訴え出る者がいない限り、裁判手続が始まらなかったのである。ただし、一つの例外があった。謀叛など、国家権力自体が被害者になった事件については訴え出る人がいなくても幕府は裁判した。

また、先例の重視や起請文の使用も鎌倉時代の裁判制度の特徴の一つになっている。先例の重視というのは、裁判所で判決を下す際、御成敗式目などに書かれている法律だけではなく、昔の似たような事件の判決も考慮されたことを示す。起請文とは、ある人によって書かれた書類で、証拠の一種になっている。その書類を書いた者は、起請文を書いた後、一定の期間神社に引き籠もった。神社にいる間、鼻血が出たり、病気になったり、鳶や烏の尿がかかったりするなど、何か不祥事が起こった場合、起請文で書いたことが正しくないと判断された。書類の真偽を判断するためにこうした方法を取ることは現在の裁判手続では想像することもできないが、中世には非常によく行われた方法であった。当時の人々が神仏を強く信じていたこともその理由として指摘できるかもしれない。

次に、鎌倉幕府の裁判機関と武家の訴訟の種類について述べていきたい。鎌倉時代の訴訟は訴訟対象によって三つの種類に分けられる。すなわち検断沙汰・所務沙汰・雑務沙汰である。この三つの訴訟は、それぞれが違う裁判機関によって管轄された。検断沙汰は侍所、所務沙汰は問注所・引付・評定衆、雑務沙汰は問注所・政所で処理された。どの事件がどの沙汰として扱われたのかについては、第3章で紹介した『沙汰未練書』に詳しく書かれている。『沙汰未練書』によると、最初の検断沙汰の対象になる犯罪は、例えば、謀叛・夜討・強盗・殺害・放火・

大袋などであった。つまり、検断沙汰は現在の刑事訴訟と同じ役割を果たしていたのである。二つ目の所務沙汰は現在の不動産訴訟に当たる訴訟である。中世の社会は土地に基礎が置かれていたため、鎌倉時代の最も重要な訴訟はこの所務沙汰であった。最後の雑務沙汰はその名称からも分かるように、他の沙汰に分類できない紛争や犯罪を扱った。『沙汰未練所』によると、「利銭・出挙・雑人・奴婢」などが雑務沙汰として受理された。

ここで、当時最も重視されていた所務沙汰の手続の具体的な概要を見ながら鎌倉時代の裁判手続の流れを見てみたい。上述したように、当時の裁判制度の基礎は当事者主義であった。この時代の原告は訴人といい、被告は論人といった。裁判手続は、訴人が裁判機関に訴え出ることから始まった。所務沙汰の訴人は裁判手続を始めるにあたって、まず「訴状」という書類を準備し、それを問注所の「所務賦」に提出した。賦奉行は訴状を受け取ると、その表と裏に「銘を加えた」。「銘を加える」とは訴状の題名と日付を書くことである。その後訴状は引付に送られた。引付は担当奉行人を選び、「問状」を交付し、論人に陳弁するよう要求した。当事者主義が強かったため、裁判所は書類の送達に全く関与せず、これらの書類を論人に届けることは訴人の義務であった。論人は訴人から訴状・問状を受け取ると、陳状を書いて応訴した。この両者のやりとりは三問三答という形で三回まで行われた。しかし、一回目の書類のやり取りのとき、論人が訴えに応訴しなかった場合は、裁判は行われなかった。三問三答が終わってから裁判所は訴陳状の審理を行った。訴陳状から理非が明らかになった場合は、裁判所は直ちに判決を言い渡した。判決は書類や証拠に基づいて下されたが、裁判所は自ら全く捜査しなかった。裁判所の証拠に対して取った態度も当事者主義の重視を示している。証拠を捜すことは当事者自身の負担であった。裁判所は、一方当事者から証拠の真偽を巡る訴えが出ない限り、証拠の真偽についても全く調べなかった。

裁判所で理非が明確にならなかった場合は、両当事者が引付に召喚され、引付の担当奉行人に訴陳状の内容について審問された。召喚する際は裁判所によって「召文」という書類が交付された。召喚されても出頭しなかった論人は「召文違背の咎」を犯したことになる、理非を論ぜずに敗訴するのが一般的な習わしであった。引付での対決が終わると、引付頭人・引付衆・奉行人からなる評議が判決案を作り、評定会議に提出した。この評定によって判決が認められれば、引付で判決文書の清書が作られた。そして、執権・連署が加判した「関東下知状」が作られ、それが訴訟で勝った当事者に渡された。所務沙汰に対して、雑務沙汰の場合は執権・連署の加判が必要にならず、問注所執事と他の職員の連署で十分であった。これらのことから当時の最も重視された沙汰は領土を巡る所務沙汰であったことが分かる。

もちろん現在の訴訟と同様に、判決について不満がある当事者は再審を求める

ことができた。判決の内容が不当だと訴える場合は、当事者が引付頭人に再審を求め、訴えが認められれば「覆勘沙汰」という再審手続が始まった。請求が却下された場合は越訴方に越訴を求めることができた。越訴とは、現在の上訴、または再審に似ており、ある事件をもう一回判断することであった。越訴を提起するには、新しい証拠などが全く必要ではなかった。つまり、越訴は質的に前の訴訟と全く同じであった。この越訴は、勝訴を求めて何回も提起でき、鎌倉時代の初期には幕府が越訴を終わらせる力を持っていなかった。これは、第1章でも述べた在地領主の支配権の強さを示す。覆勘と越訴のほか、裁判の担当奉行人は不公平であったり手続き上の誤りがあったりした場合は、引付や評定に口頭で訴えることもできた。

次に、所務沙汰で採用された証拠の種類について見ていこう。証拠には証文・証人・起請文の3種類があった。所務沙汰の手続で証拠能力が最も高かった種類は証文、つまり書証であった。二番目に証拠能力のあったのは証人であった。よく使われてはいたが証拠能力がこの三つの中では最低であったのは第1章で述べた起請文であった。

現在でも訴訟を起こすのは手間や費用がかかることだとよく批判される。しかし、鎌倉時代に訴訟を起こすのは今以上に大変なことであった。当事者主義の重視のせいで、三問三答の書類を届けることも、証拠を集めることなどいづれも訴人の負担であったためである。また、訴人は訴訟が終わるまで何ヶ月も鎌倉にいなけりならなかった。従って、紛争を自力救済で解決したり、和与したりすることも多かった。自力救済は争いを実力行使によって解決することであった。例えば、敵討ち（親や兄弟など、親戚の敵を討つ、つまり復讐すること）や妻敵討ち（妻を姦通した姦夫が夫によって討たれること）も当時は自力救済行為の一つとして、社会的に容認された行為であった。

おわりに

鎌倉時代は日本の歴史では初めて武家という社会集団が権力を持つようになった時代であった。本稿では、鎌倉時代の親族・相続・刑罰・裁判制度に関する法制度を分析することによって、中世の法律だけでなく中世社会の特徴も明らかにすることができた。例えば、鎌倉時代の武家社会において親族の基礎になっていたのは家という、律令制の氏から進化した新しい社会団体であり、家の中で最も権力を持っていたのは男性、特に夫であった。武家社会の相続は一般的に父の意思に従って行われ、父は子供に対しても強い教令権を持っていた。

また、鎌倉時代の武家社会の刑罰においては、当時の社会を犯罪から守るために、一般予防主義の思想を含む法律が誕生した。一般の人が罪を犯さないようにするために、刑罰も頻繁に残酷に行われた。刑事法の中で所領の没収は非常に重

い罰であったことから、当時の武家社会にとって所領が大きな役割を果たしたことが分かる。このことは鎌倉時代の武家社会の裁判制度の中で、所領を対象とする所務沙汰があったことから明らかである。裁判制度は当事者主義の重視のため、訴える者にとって大きな負担であった。

武家社会の生活を規制する法律として、日本史上、鎌倉時代に初めて現れた新成敗式目や追加法の内容は室町時代の建武式目へと受け継がれた。鎌倉時代の法律はその他にも戦国時代や江戸時代の武家法の基礎になった。従って、鎌倉時代の武家社会の法制度はその後の時代に大きな影響を与えたと言えよう。今回鎌倉時代の武家社会の法制度を研究したことで、特に刑事法や裁判手続に関して興味を持つようになった。今後は特にこれらのテーマに絞って、研究を続けていき、中世の他の時代の法制度とも比較していきたい。

参考文献

- 浅古弘・伊藤考夫・植田信廣・神保文夫編『日本法制史』（青林書院、2010年）。
石井良助編『日本法制史』（青林書院新社、1959年）。
斎川眞『日本法の歴史』（成文堂、1998年）。

（ホルノシュ・ダーニエル）

日本語・日本文化研修留学生修了論文集16

2014年9月30日発行

編集・発行：大阪大学 日本語日本文化教育センター

〒562-8558 大阪府箕面市栗生間谷東 8-1-1

Tel (072) 730-5111 (大阪大学箕面キャンパス代表)